

奨学金及び入学仕度金貸付対象者選考基準案（令和8年度）

1 選考基準

奨学金については、次の（１）を満たしている者の中で、（２）の方法により選考する。入学仕度金については、（２）の方法により選考する。

- （１）日本学生支援機構が実施する第二種奨学金：進学前（予約採用）の家計基準の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者であること。

収入・所得の上限額の目安

世帯人数	給与所得者の世帯 (世帯の年間の給与収入金額)	給与所得者以外の世帯 (世帯の年間の所得金額)
2人	1,166万円	893万円
3人	1,113万円	879万円
4人	1,250万円	892万円
5人	1,334万円	958万円

※これ以外の目安については、日本学生支援機構の基準を参考とする。

- （２）世帯一人当たりの年間収入額で順位付けし、収入額の低い順番に選考する。

ただし、同一生計者に申請時点で高校・大学・専門学校生がいる場合は、就学における家計の負担を考慮するため、前年の同一生計者の総収入額から年間の授業料等学校納付金相当分の金額を控除する。

ア 計算式

$$\text{世帯一人当たりの年間収入額} = \frac{\text{前年(※1)の同一生計者の総収入額(※2)} - \text{就学者控除額(※3)}}{\text{同一生計者の人数}}$$

※1 申請が1月以降の場合は前前年

※2 自営業等の場合は営業所得

※3 就学者控除額 ⇒ H28年度より申請する生徒（学生）本人も控除対象としている

高校（国公立）・・・ 15万円

高校（私立）・・・ 26万円

大学・専門学校（国公立）・・・ 62万円

大学・専門学校（私立）・・・ 103万円

イ 控除額の根拠（千円未満切り捨て）

(ア) 高校（国公立）

$$\begin{aligned} & (\text{授業料}) + (\text{旅行積立金} + \text{入学金} + 3\text{年間の諸費用}) / 3 \\ & 0\text{円} + (12\text{万円} + 33\text{万円}) \div 3 = 15\text{万円} \end{aligned}$$

(イ) 高校（私立）

$$\begin{aligned} & (\text{授業料}) + (\text{旅行積立金} + \text{入学金} + 3\text{年間の諸費用}) / 3 \\ & 0\text{円} + (15\text{万円} + 64\text{万円}) \div 3 \approx 26\text{万円} \end{aligned}$$

※授業料は高校授業料無償化により負担額を0円として計算する。

※旅行積立金・入学金+3年間の諸費用については、市内高校の平均額による。

(ウ) 大学等

年間の授業料等 文部科学省調査より 「国公立大学の授業料等の推移」
(令和7年度調査結果)

	(年間授業料)	+	(入学金	/	4)	≒	
国公立	54万円	+	(33万円	/	4)	≒	62万円
私立	97万円	+	(24万円	/	4)	≒	103万円

2 前年の収入の確認書類について

- (1) 令和8年度(令和7年中の所得) 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書
- (2) 令和8年度(令和7年中の所得) 市民税・道民税・森林環境税課税明細書
- (3) その他収入の確認できる書類(遺族・障害年金の年金振込通知等)